

西九州大学奨学寄附金取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、個人又は法人が、西九州大学（以下「本学」という。）の発展振興及び専任教員の学術研究の奨励等のために寄附の申出をしたときの取扱いについて定めるものとする。

(寄附の申出)

第2条 本学の発展振興及び本学専任教員の学術研究の奨励等のため寄附しようとする個人又は法人（以下「寄附者」という。）は、奨学寄附金申出書（様式第1号）を西九州大学長（以下「学長」という。）に提出するものとする。

(寄附の受入)

第3条 学長は、前条の規定により奨学寄附金申出書の提出があったときは、その内容を審査し、受け入れの可否を決定するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、寄附の対象とされている教員の意見を聞いて決定するものとする。ただし、寄附金による学術研究の成果で得られた知的財産権を無償で寄附者に譲渡する条件が付されているときは、受け入れることができない。

(受入の通知)

第4条 学長は、前条の規定により受け入れを決定したときは、奨学寄附金受入書（様式第2号）により寄附者に通知するものとする。

(購入設備、備品等の帰属)

第5条 奨学寄附金により購入する設備、備品等の所有権は、本学に帰属するものとする。

(事務処理)

第6条 奨学寄附金に係る事務処理は、本学総務課において行う。

2 奨学寄附金の会計処理は、学校法人永原学園及び本学の会計処理方式に準じて行うものとする。

(収支の報告)

第7条 奨学寄附金の収支内容に関する報告は、本学総務課において、毎会計年度ごとに奨学寄附金収支決算報告書を作成し、翌年度の4月30日までに学長に提出するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、奨学寄附金の取扱いに関し必要な事項は、学長がその都度定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年6月10日から施行する。

附 則（平成14年9月27日）

この規程は、平成14年9月27日から施行し、平成14年8月26日から適用する。

附 則（平成21年2月26日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

西九州大学長

様

寄附者 住所

氏名

印

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

奨学寄附金申出書

下記のとおり寄附いたします。

記

1 寄附金額 円

2 寄附の目的

3 寄附の条件

4 その他

(学術研究等担当者)

(寄附者) 様

西九州大学長



奨学寄附金受入書

平成 年 月 日付けにてお申出の下記寄附金は、御趣旨に添い、奨学寄附金として受納することにいたしますので御通知申し上げます。

本学の教育研究に対する御協力に対し厚くお礼申し上げます。

記

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附の目的
- 3 寄附の条件
- 4 払込方法
- 5 その他

(学術研究等担当者)